

新型コロナウイルス対策に関する各局区の対応状況

(報告期間： 令和2年11月7日 ～ 令和3年12月24日)

※継続している取組の再掲を含む

部局名	対応内容
対策本部	<p>○第25回対策本部会議の実施 (R2/11/6)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市の医療体制、市内経済状況及び税収への影響、各局区の取組について情報共有を図った。 <p>○第26回対策本部会議の実施 (R2/12/22)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市の医療体制、年末年始の執行体制について情報共有を図った。 <p>○第27回対策本部会議の実施 (R3/1/7)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市の医療体制、国県等の状況に伴う準備について情報共有を図った。 <p>○第28回対策本部会議の実施 (R3/1/12)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市の医療体制、ワクチンの接種体制について情報共有を図った。 <p>○第29回対策本部会議の実施 (R3/1/28)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市の医療体制、ワクチン接種、市内経済の状況及び税収への影響、川崎市緊急経済対策の改定について情報共有を図った。 <p>○第30回対策本部会議の実施 (R3/2/3)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市の医療体制、緊急事態宣言下における本市行政運営方針について情報共有を図った。 <p>○第31回対策本部会議の実施 (R3/2/16)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市の医療体制、ワクチン接種、市内経済の状況及び税収への影響、川崎市緊急経済対策について情報共有を図った。 <p>○第32回対策本部会議の実施 (R3/3/5)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市の医療体制、ワクチン接種、緊急事態宣言下における本市行政運営方針について情報共有を図った。 <p>○第33回対策本部会議の実施 (R3/3/19)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市の医療体制、ワクチン接種、緊急事態宣言解除後における本市行政運営方針について情報共有を図った。 <p>○第34回対策本部会議の実施 (R3/3/31)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市の医療体制、ワクチン接種、本市行政運営方針について情報共有を図った。 <p>○第35回対策本部会議の実施 (R3/4/14)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市の医療体制、ワクチン接種、低所得の子育て世帯への生活支援給付金の支給について情報共有を図った。 <p>○第36回対策本部会議の実施 (R3/4/19)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市の医療体制、ワクチン接種、まん延防止等重点措置に伴う本市行政運営方針について情報共有を図った。 <p>○第37回対策本部会議の実施 (R3/5/10)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市の医療体制、ワクチン接種、まん延防止等重点措置の期間延長に伴う本市行政運営方針について情報共有を図った。 <p>○第38回対策本部会議の実施 (R3/5/28)</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の医療体制、ワクチン接種、まん延防止等重点措置の期間延長に伴う本市行政運営方針について情報共有を図った。 ○第 3 9 回対策本部会議の実施 (R3/6/18) ・本市の医療体制、まん延防止等重点措置の期間延長に伴う本市行政運営方針、ワクチン接種について情報共有を図った。 ○第 4 0 回対策本部会議の実施 (R3/7/9) ・本市の医療体制、ワクチン接種、まん延防止等重点措置の期間延長に伴う本市行政運営方針について情報共有を図った。 ○第 4 1 回対策本部会議の実施 (R3/7/30) ・本市の医療体制、緊急事態宣言下における本市行政運営方針について情報共有を図った。 ○第 4 2 回対策本部会議の実施 (R3/8/17) ・本市の医療体制、市内経済の状況及び税収への影響、新型コロナウイルス感染症対応について情報共有を図った。 ○第 4 3 回対策本部会議の実施 (R3/8/31) ・本市の医療体制、ワクチン接種、緊急事態宣言下における本市行政運営方針について情報共有を図った。 ○第 4 4 回対策本部会議の実施 (R3/9/30) ・本市の医療体制、ワクチン接種、緊急事態宣言解除後における本市行政運営方針について情報共有を図った。
<p>総務企画局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○市職員が体調不良となった場合の対応等を周知（再掲含む） ・風邪症状がある職員は必ず出勤しないこと、また、職場への復帰については発症日から 8 日間かつ症状消失日から 3 日間を経過してからとするよう、あらためて周知した。(R2/7/17) ・業務後の多人数での会食や飲み会を避けること等、職場等における新型コロナウイルス感染防止について通知した。(R2/7/30) ・新型コロナウイルスワクチン接種と接種に伴う副反応が発生した場合に係る職員の服務取扱いについて通知した。(R3/6/2) ・市内新規陽性者数が急増していることから、あらためて職員の接触機会の低減の取組を徹底するよう、通知した。(R3/7/29) ・緊急事態宣言解除後における職員の感染防止対策の継続などについて通知した。(R3/10/01) ○市民が必要とする情報を市長等が伝える動画の配信（再掲含む） ・新型コロナウイルス感染状況や市の取組など、市民が必要とする情報を市長や職員が説明する内容を、「YouTube 川崎市チャンネル」へ掲載し市 HP での公開を開始 (R2/4/24)。5 月までほぼ毎日配信し、6 月は 1 本配信した。7 月から配信を再開し、10 月 8 日まで週 1 本程度で配信した。(R2/10/8) ・その後も感染状況を見ながら配信を継続し、開始以降、合計 55 本の動画を配信した。 ○市政だよりや SNS を活用した広報 ・陽性者等の状況について、発生以来毎日 Twitter 等での周知を実施したほか、ワクチン接種に関して、市政だより表紙面での周知や SNS での周知を実施した。

	<p>○「かわさき市政だより」の配布方法の変更（再掲含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1日号・21日号の月2回発行する市政だよりについて、主に町内会・自治会等の配布団体により配布を行っている1日号を新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、令和2年5月から8月までの間発行休止とした。 ・令和2年9月1日から再開したが、町内会・自治会等の配布団体による配布依頼を休止し、9月から1日号、21日号ともに新聞折込での配布とした。 （※12月1日号からは一時的な措置として事業者による各戸ポスティングを開始予定。21日号は引き続き新聞折込での配布） ・令和2年12月以降は、一時的な措置として、1日号を各戸ポスティングで配布。（令和3年5月以降は月1回発行。） <p>○在籍出向による民間企業人材の受入及び失業者等を対象とした会計年度任用職員の任用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされ、雇用の維持が困難となった民間企業の人材を会計年度任用職員として受け入れた。（受入人数17名） ・新型コロナウイルス感染症の影響により事業者等から雇止めを受けた失業者や経済状況が悪化したひとり親などを対象とした会計年度任用職員の求人を行った。 （任用人数 令和2年度任用開始22名、令和3年度任用開始12名） <p>○「職場における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン・取組事例集」の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職場における感染拡大防止対策を実施する際のガイドライン及び各職場での取組みを紹介した事例集を作成し、庁内に周知した。（R2/11/24） <p>○感染症対策ポケットガイド「みんなで考えよう！避難所で気をつけること」の発行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍で避難所運営にたずさわる方々向けの小冊子を発行（R3/1） <p>○職場における感染拡大防止に向けた物品の配布</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第5波において職員の陽性者が増加したことを踏まえて、飛沫感染防止のため、打合せスペースや休憩室等での使用を想定したパーテーション等を庁内に配布した。（R3/11） <p>○避難所のコロナ対策を反映した川崎市総合防災訓練の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍での避難所運営のあり方をテーマにした防災訓練を実施（R3/11/14）
<p>財政局</p>	<p>○徴収猶予の「特例制度」の適用状況（令和2年4月30日から適用開始）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適用件数 3,179件 ・適用税額 1,311,811千円（県民税を含む） ※令和3年11月末現在の累計 <p>○市税証明書の交付手数料の免除適用状況（令和2年4月30日から適用開始）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適用件数 11,924件（行政サービスコーナー等を含む） ※令和3年11月末現在の累計

市民文化局

○各種証明書の交付手数料の免除適用状況（令和2年5月15日から適用開始）

- ・適用件数 22,693件（行政サービスコーナー等を含む）
- ※令和3年10月末現在の累計

○特殊詐欺被害防止のため、迷惑電話防止機能を有する機器の設置促進

- ・迷惑電話防止機能を有する機器を購入し、原則として70歳以上の市民を対象とした無償貸与を実施し、これまでの特殊詐欺の手口に加えて、新型コロナウイルス感染症に関連した手口からの被害の防止を図る。令和2年度は970台の貸与を実施し、令和3年度においても750台を購入し、申込者に貸与を行っている。（令和3年11月末時点での貸与実績数：480件）

○スポーツ大会等の感染防止対策への支援

- ・スポーツ関係団体が大会等を再開する際に、感染症拡大防止対策に必要な物品（非接触型体温計、手指消毒剤等）を購入するための経費を、(公財)川崎市スポーツ協会を対象に補助金として支出した。

※補助金交付要綱制定（令和2年7月1日付）、スポーツ協会への補助金交付（令和2年度実績1,780,355円）

※市スポーツ協会にて、当面の支援に必要な量の感染防止対策用物品を購入（令和2年7月下旬）

以降、スポーツ関係団体の申請に基づき、大会開催に必要な感染防止対策用物品を配布

<配布実績>

令和2年 7月中旬	サッカー協会、野球協会、陸上競技協会、ハンドボール協会、ソフトテニス協会
令和2年 8月19日	新日本スポーツ連盟（市後援事業主催者）
令和2年 8月下旬	スポーツ協会、障害者スポーツ協会、ソフトボール協会、ゴルフ協会、テニス協会、ラグビーフットボール協会、クレール射撃協会
令和2年 9月中旬	トライアスロン協会、バレーボール協会
令和2年 9月下旬	ボウリング協会、ゲートボール連合
令和2年 10月上旬	卓球協会、剣道連盟、硬式野球協議会（市後援事業主催者）、水泳協会
令和2年 10月中旬	柔道協会
令和3年 4月以降	アメリカンフットボール協会、陸上競技協会、テニス協会、弓道協会、硬式野球協会、スポーツ協会

○活動の場が制限されている文化芸術の担い手等に対する支援（再掲含む）

- ・新型コロナウイルスの感染拡大により、活動の場を制限されている文化芸術の担い手等を支援するとともに、市民が文化芸術に触れる機会を提供するため、「文化芸術活動奨励金」制度により、「Youtube 川崎市文化芸術応援チャンネル」で発信する文化芸術作品や子ども向けコンテンツ（動

	<p>画)を募集し、奨励金を交付した(選定件数250件(613人)。(令和2年7月28日から動画公開)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、公演や展示等を実施することが困難な状況が続く中、市内の文化芸術活動を支援し、市内文化芸術施設の利用促進と市民の文化芸術を鑑賞する機会の増加を図るために、文化芸術公演等の主催者に対し、会場使用料等の助成を行っている。 (募集期間:令和3年5月17日~令和4年2月28日) <p>○ミュージア川崎シンフォニーホールの空調設備の改修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全、安心な環境で音楽活動を行うために、ミュージア川崎シンフォニーホールの空調設備を改修令和3年3月末までに完了した。
<p>経済労働局</p>	<p>○経営相談(再掲含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業診断士、社会保険労務士等の専門家による無料経営相談を市内3か所※で実施(ワンストップ型臨時経営相談会場のR2.7月設置 ※産業振興会館(南部)、コンベンションホール(中部)、川崎信用金庫登戸支店(北部) R2.9月から産業振興会館に集約→R3.4月から常設の経営相談窓口として継続実施 ・雇用を守るための支援相談窓口の設置(社会保険労務士による無料電話相談) <p>○金融支援(再掲含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融課・溝口事務所、市信用保証協会における融資相談件数22,340件(R3.12/9時点) ・金融課・溝口事務所におけるセーフティネット・危機関連保証等の認定件数12,754件(R3.12/9時点) ・信用保証料ゼロ・実質無利子の融資制度を創設8,475件(R3.5月融資実行分にて終了) <p>○事業環境の整備(再掲含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テレワーク環境を新規導入、拡張する市内中小企業に対し、環境整備に係る設備導入、初期設定等に必要なコンサルティング費用を助成(テレワーク導入促進補助金R2:66件終了) ・「新しい生活様式」に対応した職場環境構築のために必要な設備(サーマルカメラ、アクリルパネル設置等)の導入等に対する助成(職場環境改善支援補助金R2:149件R3:申請594件) ・海外への電子商取引に係る取組や海外事業者とのオンライン商談、海外展開に向けたデジタルコンテンツ作成等に対する支援 (コンテンツグローバル化促進事業補助金R2:35件、R3:申請28件R3.11/30時点) (グローバル展開支援事業補助金申請23件R3.11/30時点) (越境EC専門家相談件数38件R3.11/30時点) ・感染症に関わる検査や治療、感染症予防製品等の研究開発に取り組む市内中小企業等への支援 (「新しい生活様式」対応研究開発補助金申請5件R3.12/15時点) ・ICT活用など「新しい生活様式」への対応に資する取組や医療分野等への新規参入、販路開拓などを支援(ポストコロナ型新分野参入促進事業申請10件R3.12/15時点) ・テレワークの促進と市内宿泊施設の支援を目的に、市内在住、在勤者(デイユース)や、県内在住者(宿泊)が市内宿泊施設でテレワークをする際の利用料金の補助を実施(かわさきテレワーク応援プラン)

- ・感染拡大防止と経済活動の両立を図り、「新しい生活様式」に対応した働き方を促進する目的でテレワーク環境整備事業を実施し、産業振興会館にテレワークやオンライン会議等が実施可能な「かわさき生産性向上支援スペース SAKURA LABO」を R3.8 月開設
(延べ利用者数 459 名 R3.12/10 時点)
- ・リモートによる会議や商談等を行うための環境を整備するため、市の産業支援施設 3 施設にモニター等 IT 設備を令和 3 年 2 月設置 (延べ利用件数 336 件 R3.10.31 時点)
- ・市内中小製造業等のデジタル化に向けて、デジタル技術に関するセミナー、専門家による伴走支援等を実施 (中小製造業等デジタル化対応支援事業)

○商業・サービス業支援 (再掲含む)

- ・売上が大幅に減少している飲食店や生活関連サービス等における消費を促し、市内での循環を図ることで早期の経済回復を目的とした「川崎じもと応援券」事業の実施

	【R2 川崎じもと応援券 (第 1 弾)】	【R3 川崎じもと応援券 (第 2 弾)】
① 発行総額	約 113 億円 (販売額 87 億円 プレミアム分約 26 億円)	60 億円 (販売額 50 億円、プレミアム分 10 億円)
② 発行冊数	87 万冊発行 867,176 冊販売 (内訳) 販売分 849,692 冊 新生児応援事業分 17,484 冊	50 万冊発行 471,758 冊販売 (R3.12/14 時点) ※新生児応援事業分 28,000 冊は除く
③ 1 冊あたり構成	1 冊 1,000 円×13 枚の応援券 (13,000 円分) を 10,000 円で販売	1 冊 1,000 円×12 枚の応援券 (12,000 円分) を 10,000 円で販売
④ 利用期間	令和 2 年 7 月 20 日 (月) ～令和 3 年 5 月 31 日 (月)	令和 3 年 7 月 16 日 (金) ～令和 4 年 3 月 31 日 (木)
⑤ 登録店舗数	5,454 店舗 (R3.5/31 時点)	5,739 店舗 (R3.12/14 時点)

- ・市内でテイクアウトやデリバリーができる飲食店の情報を積極的に発信するとともに、職員が率先して昼食時のお弁当等を率先して購入する「もちかえりプロジェクト」を実施
- ・テイクアウトなどの新しいサービスに取り組む小売業者や安全に買い物できる環境づくりに取り組む商店街等への支援 (中小事業者テイクアウト等参入支援事業補助金 R2:205 件終了)
- ・感染症拡大の影響により、来客の減少など大きな影響があった商店街に対し、新しい生活様式に対応するための事業や賑わい創出に取り組むイベント等の開催を支援
(商店街等緊急支援事業補助金 R2:51 件 R3:申請 30 件 R3.12/14 時点)
(商店街魅力再起支援事業補助金 申請 10 件 R3.12/14 時点)
- ・感染症拡大により、収入が減少した市内農園の経営継続を支援するため、観光農園及び周辺施設のマップ、ホームページ、動画を作成 (観光農園情報発信事業)
- ・感染症拡大により、新しい生活様式等への対応が求められていく中で、デジタル技術の活用を促すための講習会の実施や、デジタル技術を活用した非接触型のサービスの導入や新たな販路開拓、イベント等の新たな取組をおこなう市内事業者を支援
(事業者デジタル講習会事業 申込 3 件 R3.12/14 時点)
(商店街等デジタル化モデル事業補助金 申請 7 件 R3.12/14 時点)

○市場 (食料品等の安定供給確保) (再掲含む)

- ・卸売市場における売上が減少している場内事業者への施設使用料等の猶予

	<p>○離職者向け支援（再掲含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症拡大の影響により離職した方向けの特別電話相談窓口の設置、オンライン相談への対応 ・キャリアサポートかわさきの求人開拓員増員による就業支援の強化（求人開拓件数（増員分）2,096件 R3.11/30時点） ・就業期間が概ね1年未満の求人情報を収集し、求職者に紹介するサイト「かわさき短期求人ナビ（呼称「たんきゅう」）」を開設（サイトアクセス数・月平均約20,000pv R3.7～11月）
<p>環境局</p>	<p>○廃棄物処理法に基づく関係業者への対策の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境省「廃棄物処理業者等においてクラスターが発生した場合の対応について(事務連絡)」に基づき、市HPに当該事務連絡を掲載し、市内の排出事業者及び廃棄物処理事業者に対して情報提供を行った。(R2/11/30) ・環境省「緊急事態宣言を踏まえた新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の円滑な処理について(事務連絡)(令和2年4月7日付)」に基づき、川崎市一般廃棄物処理業連絡協議会に対し「緊急事態宣言の発令に伴う新型コロナウイルス対策の徹底について(依頼)」を送付し、文書で依頼を行った。(R3/1/8) ・内閣官房「新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種について」に基づき、市HPに当該通知を掲載し、情報提供を行った。(R3/2/9) ・内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室「「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」における差別的取扱い等の防止に関する規定の周知について(事務連絡)」に基づき、市HPに当該事務連絡を掲載し、市内の排出事業者及び廃棄物処理事業者に対して情報提供を行った。(R3/2/12) ・環境省「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の終了について(事務連絡)」に基づき、市HPに当該事務連絡を掲載し、市内の排出事業者及び廃棄物処理事業者に対して情報提供を行った。(R3/3/24) ・環境省「新型コロナウイルス感染症対策に関するまん延防止等重点措置等について(事務連絡)」に基づき、市HPに当該事務連絡を掲載し、市内の排出事業者及び廃棄物処理事業者に対して情報提供を行った。(R3/4/1) ・環境省「新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種に伴い排出される廃棄物の処理について(通知)」に基づき、市HPに当該通知を掲載し、市内の排出事業者及び廃棄物処理事業者に対して情報提供を行った。(R3/4/2) ・環境省「新型コロナワクチン職域接種の要望に関するアンケート調査について(事務連絡)」に基づき、市内の廃棄物処理事業者に対してアンケート調査を行った。(R3/6/3) ・環境省「新型コロナワクチン職域接種の申請受付開始について(事務連絡)」に基づき、市HPに当該事務連絡を掲載し、市内の排出事業者及び廃棄物処理事業者に対して情報提供を行った。(R3/6/8) ・環境省「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に基づき、市HPに当該通知を掲載し、市内の排出事業者及び廃棄物処理事業者に対して情報提供を行った。(R3/6/10) 他、緊急事態宣言の対象地域の変更など、市HPを通じ41件情報提供を実施した。 <p>○新型コロナウイルス感染拡大に伴う資源物とごみの発生抑制の周知</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染拡大に伴い「新しい生活様式」の浸透により、家の片付けやテイクアウトの利用増加によって家庭から排出される資源物・ごみの量が増加していることから、市 HP に安定的かつ継続的に資源物・ごみの収集が行えるよう市民に対してごみの発生抑制の協力を呼びかけた。 ○新型コロナウイルス感染症にかかる廃棄物の処理の周知 <ul style="list-style-type: none"> ・環境省「ご家庭でのマスク等の捨て方」、国立感染症研究所等の「新型コロナウイルス感染症に対する感染管理」、厚生労働省「新型コロナウイルスに関する Q & A」等に基づき、市 HP に簡易検査キットの出し方や新型コロナウイルス感染者が使用したマスク等や資源物の出し方について掲載し、市民に対して情報提供を行った。 ○資源物等収集運搬業務委託業者への新型コロナウイルス感染症対策に係る対応 <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取組の徹底及び感染が疑われる場合または確認された際の連絡体制の確保について周知した。(R2/2/28,3/4,8/17,R3/1/8) ・緊急事態宣言の発出にともない、毎日の業務責任者の生活環境事業所への来所による業務連絡及び日報の提出について、接触機会削減のため来所日数を削減し、代替措置として電話・メールでの連絡体制に一時的に変更を行った。(R3/1/8) ○余熱利用市民施設の感染防止対策 <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ庁発出の社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドラインなどを参考に、利用者制限を設けて運営を再開 (R2/6/1～ヨネッティー堤根、R2/6/22～ヨネッティー王禅寺) し、実施中。 ○環境学習施設の感染防止対策 <ul style="list-style-type: none"> ・かわさきエコ暮らし未来館 HP に感染症予防対策に関するお知らせを掲載し、市民への情報提供を行った。(R3/11/27) ・かわさきエコ暮らし未来館にて例年春休み期間に実施しているバスツアーを中止し、代替として同館敷地内にて、完全予約制等の感染防止対策を講じた上でイベントを開催し (R3/3/20・27) ・かわさきエコ暮らし未来館にて例年夏休み期間に開催しているイベントについて、完全予約制等の感染防止対策を講じた上で開催した。(R3/8/5～7)
<p>健康福祉局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○新型コロナウイルス感染症 市内発生状況 <ul style="list-style-type: none"> ・本市発表陽性者数：40,217 人 ・療養終了者数：32,802 人 ・死亡者数：244 人 ・感染経路：家族内 7,819 人、陽性者と接触 5,937 人、その他 6 (ライブ、海外渡航等)、不明・調査中 26,455 人 ※令和 3 年 1 2 月 2 1 日公表分まで ・市健康安全研究所における検査人数：56,334 人、検査数：56,236 件 ※1 2 月 2 1 日現在 ・民間検査機関における検査人数：285,459 人、検査数：285,416 件 ※1 2 月 2 1 日現在 ○新型コロナウイルスワクチン 接種状況 <ul style="list-style-type: none"> ・接種回数：1 回目 1,162,108 回・2 回目 1,155,184 回・合計 2,317,292 回

・接種率（全対象者）：1回目 85.04%・2回目 84.53% ※12月21日現在

○川崎市新型コロナウイルス感染症・ワクチン接種コールセンター 24時間対応

- ・令和2年11月2日、神奈川県発熱等診療予約センターが開設したことに伴い、症状があり受診を希望する市民に対して予約センターの案内を行う。令和3年4月1日以降は、症状がある市民にお近くの発熱患者等診療医療機関を直接案内し、市民がより医療につながりやすい体制をとっている。
- ・なおコールセンターは、令和3年4月1日から川崎市新型コロナウイルス感染症・ワクチン接種コールセンターと名称を変え、新型コロナウイルス感染症に関する問い合わせだけでなく、新型コロナワクチンに関する一般的な問い合わせにも対応している。令和3年5月10日からはコロナワクチン副反応、令和3年7月からはワクチンパスポートの問い合わせ窓口としての役割も担い、幅広く市民の相談窓口として機能している。

○神奈川モデルにおける機能別医療機関の病床確保状況

- ・高度医療機関（重症者対応）3施設 69病床
 - ・重点医療機関（中等症者対応）13施設 386病床
 - ・重点医療機関協力病院（軽・中等症者対応）3施設 22病床
 - ・重点医療機関協力病院（疑似症者対応）18施設 89病床
- ※12/20時点。今後も感染状況を踏まえた病床の確保を図る。

○川崎市中和抗体療法搬送調整センター ※令和3年10月18日から開始

- ・新型コロナの治療薬である中和抗体薬を、本市民により速やか且つ円滑に投与をすることを目的として、「川崎市中和抗体療法搬送調整センター」を設置し、患者と医療機関のマッチングを行っている。
- ・現時点での調整件数は、11件（R3/10/18～R3/12/20）

○高齢者施設等における従事者へのPCR検査の実施

- ・令和3年5月14日から令和4年3月31日まで、神奈川県が日本財団と協定を結び、高齢者施設等において希望する従事者に対して、WEBフォームからの申込により、毎週、無料のPCR検査の実施が可能となっている。

○市医師会、市薬剤師会、市看護協会との連携

- ・令和3年8月から9月の第5波の患者急増時に、市内医療関係団体と連携し、自宅療養者に対する医療支援体制の強化を図った。
 - 市医師会：自宅療養者の患者宅への往診等
 - 市薬剤師会：自宅療養者の患者宅への薬の配達等
 - 市看護協会：自宅療養者への健康観察の架電業務等

○発熱患者診療体制の構築

- ・令和3年4月1日以降、症状がある市民から新型コロナウイルス感染症・ワクチン接種コールセンターに問い合わせがあった際、お近くの発熱患者等診療医療機関を直接案内し、市民がより医療につながりやすい体制をとっている。
 - ・令和3年11月1日以降は、発熱等診療医療機関の情報を市HPに掲載し、市民が医療機関情報によりアクセスしやすい環境を整えた。
- 患者等のPCR検査実施医療機関等までの搬送支援の実施
- ・専用車両で民間事業者への委託により搬送を実施
 - ・R2/5/11～R3/12/20の搬送実績は571営業日で、計2,046件（1日平均3.58件）
- 自宅療養者対策
- ・自力では健康観察が困難な自宅療養者に対して、訪問看護ステーションから看護師を派遣して、健康状態を把握 実績：15件（R3/8/1～9/30）
 - ・医師会、薬剤師会等の市内医療関係団体と連携し、自宅療養者への往診、電話診療、薬剤の自宅配送を実施 実績：往診34件、電話診療13件（R3/9/1～9/30）
 - ・自宅療養者全員の健康状態を把握し、ハイリスク者に対して架電し必要な対応を行うことを目的に、保健所に療養支援担当を設置（R3/9/1～）
- 生活保護の申請相談の状況
- ・相談件数 867件（R3/11/1～11/30）（前年同月件数792件）
 - ※うち働きによる収入の減少を理由とした相談件数 99件（11.5%）
 - ・申請件数 324件（R3/11/1～11/30）（前年同月件数344件）
- 住居確保給付金制度（家賃補助）
- ・申請件数 1,720件（R3/4月～11月末）（R2年度 5,972件）
 - ・支給決定件数 1,387件（R3/4月～11月末）（R2年度 4,473件）
 - ・住居確保給付金専用ダイヤル
 - 受電件数 1,782件（R3/4月～11月末）（R2年度 5,333件）
 - ・だいJOBセンターへの相談件数
 - 電話受付件数 5,507件（R3/4月～11月末）（R2年度 9,488件）
 - 来所相談件数 897件（R3/4月～11月末）（R2年度 1,819件）
- 一時的な資金の緊急貸付
- ・休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、緊急小口資金などの特例貸し付けを、市内社会福祉協議会の窓口（各区福祉パル）において実施
 - ※緊急小口資金、総合支援資金（初回貸付）の申請受付は、令和4年3月末まで
 - 総合支援資金（再貸付）の申請受付は、令和3年12月末まで
 - ・相談件数104,030件、申請受付件数が28,841件（緊急小口資金16,920件、総合支援資金11,921件）となっている。（R2/3/25～R3/10/30）
- 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金

	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会が実施する特例貸付の利用が終了し、なお生活に困窮している世帯に対し、就労自立や生活保護の受給に円滑につなげるための支援金を支給 ・申請件数 1,033 件 (R3/7 月～11 月末) ・支給決定件数 796 件 (R3/7 月～11 月末) ・自立支援金コールセンター受電件数 3,965 件 (R3/7 月～11 月末)
こども未 来局	<ul style="list-style-type: none"> ○保育所（再掲含む） <ul style="list-style-type: none"> ・かわさきコロナ情報(動画特設ページ)で「新型コロナに向き合う 保育現場のいま」を公開 (R2/9/10) ・「新しい生活様式に配慮した保育事例集」を発行し、追加情報「げんきになあれ！」を随時発行 (計 16 回) (R 2/9/10～) ・NHK 首都圏ネットワークニュースに「神奈川・川崎親子見守るベビーカースルー図書館」として川崎市大島保育園の取組が取り上げられた (R3/12/15)。今後、NHK 神奈川 NEWS WEB でも同内容が報道される予定。 ○幼稚園 <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園事務担当者向けの説明会を YouTube で実施(R3/3/12、R3/10/22) ・令和 3 年度川崎市新型コロナウイルス感染症対策事業補助金を実施中 (R3/12/15 時点) ・幼稚園、認定こども園で濃厚接触者や感染者が発生した際に、連絡票を受け取り、休園の判断のため保健所と連携し対応している。 ○青少年施策 <ul style="list-style-type: none"> ・令和 3 年川崎市「成人の日を祝うつどい」について、感染症対策を行った上での会場開催と式典のオンライン配信等を併せて行った。令和 4 年についても同様の対策を行い、会場開催とオンライン配信等を行う予定 (R3/12/10 時点) ○母子保健・家庭支援（再掲含む） <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健康診査等を再開し、延期対象となった方に受診のご案内を発送 (R2/6/15～) ・オンラインでの両親学級を開始 (R2/5/24～) ・子育て世帯臨時特別給付金の支給。R2 年度 103,711 件 (R3/5/31 時点) ・産前・産後家庭支援ヘルパー派遣事業に里帰り出産ができなくなった妊婦を対象として含める。(R2/7/7) ・(市) ひとり親家庭等臨時特別給付金：件数 R2 年度 6,425 件 ・(国) ひとり親世帯臨時特別給付金 <ul style="list-style-type: none"> 児童扶養手当受給者 基本給付：件数 R2 年度 6,000 件 児童扶養手当受給者 追加給付：件数 R2 年度 3,344 件 家計急変者・年金受給者：件数 R2 年度 761 件 ・(国) 子育て世帯生活支援特別給付金 <ul style="list-style-type: none"> ひとり親世帯分：支給済件数 R3 年度 5,996 件 (R3/12/15 時点) その他世帯分：支給済件数 R3 年度 7,098 件 (R3/12/15 時点) ・新生児応援事業（新生児に川崎じもと応援券を配布）：

	<p>令和2年度 件数 8,742 件 令和3年度 支給済件数 8,770 件 (R3/12/8 時点)</p> <p>・新型コロナウイルスに対して不安を抱える妊婦へのウイルス検査費用補助を開始 (R2/10/1～)</p> <p>令和2年度 件数 719 件、 令和3年度 支給済件数 839 件 (R3/11/30 時点)</p>
まちづくり局	<p>○非対面での受付・協議を推進</p> <p>・窓口部署を中心に、可能な限り、対面での受付・協議等を避け、電話・メール・郵送等により対応することとし、市 HP や庁舎内に掲載し周知した。</p>
建設緑政局	<p>○非対面での受付・協議を推進</p> <p>・窓口部署を中心に、可能な限り、対面での受付・協議等を避け、電話・メール・郵送等により対応することとし、市 HP で周知した。</p> <p>○沿道飲食店等の路上利用占用許可基準の緩和</p> <p>・新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等を支援するための緊急措置として、地方公共団体（商業振興部門等）と商店街等の団体が連携して道路占用許可申請を行い、沿道飲食店等の路上利用（テイクアウトやテラス営業等）する際の占用許可基準の緩和措置を実施。(R2/7/2～)</p> <p>○駐輪場の定期券の取扱いについて</p> <p>・市営駐輪場の定期券について、未使用月の定期契約を解約した方については、緊急事態宣言解除後に再契約する場合、優先的に定期利用ができる措置を講じた。また、当該月に市営駐輪場を利用していない場合に限り、当該月の利用料金を返還する対応を行った。 (R2/4、R3/4、R3/8)</p> <p>○公園内プール開催にあたっての感染防止対策</p> <p>・8/1～8/31 の期間に短縮する（例年は7/10～8/31）とともに、プール内への入場数の制限やロッカーの利用間隔を空けるなどの対策を実施した。</p> <p>・スタッフにフェイスシールドやマスク着用を義務付け、定期的な施設の消毒を行いながら運営を行った。</p> <p>○多摩川河川敷バーベキュー場の運営について</p> <p>・事前予約制や利用時間の3部制、利用者・スタッフの検温・消毒の徹底等、引き続き感染症対策を実施。</p> <p>・R3/4/29 からバーベキュー広場を休場。R3/12/1 からグループの人数や1日の利用者数に制限を設けながら営業を再開。</p> <p>○公園の使用や、河川敷における感染対策</p> <p>・多摩川河川敷及び市内公園（一部）にマスク着用、三密回避等の看板を設置。</p> <p>○生田緑地における感染対策 <全体></p>

- ・ホームページへの掲載や生田緑地内への掲示により、利用者に対し、屋外においても「咳エチケット（マスク着用）」、「手洗い」、「密集を避ける」等、利用ルールとして周知した。
 - ・R3/9～11月にかけて募集した、「2021 生田緑地 80 周年 未来に残したい生田緑地写真展」において、応募方法をインターネットのみとし、直接の持ち込み等による感染リスクを低減した。
- <中止したイベント>
- ・サマーミュージアム
- 生田緑地ばら苑（春・秋）一般開放にあたっての感染防止対策**
- （春の一般開放）
- ・各入口（3箇所）で、入苑の際に来苑者に検温、手指消毒を実施した。
 - ・苑内での食事を禁止するとともに、コンサート等のイベントを中止した。
 - ・スタッフにフェイスシールドやマスクの着用を義務付け、適宜、施設の消毒を行いながら運営を行った。
- （秋の一般開放）
- ・開苑期間を18日間に短縮（例年は25日間）して開苑するとともに、春の一般開放と同様の対策を実施した。
- イベントの延期・中止**
- （イベントの中止）
- ・動物園まつり（春・秋）（夢見ヶ崎動物園）
 - ・多摩川で和むe体験
- （延期）
- ・旧西部公園事務所の有効活用に向けた社会実験（一部延期）（橘公園）
 - ・多摩川河川敷の利活用に向けた社会実験（丸子橋河川敷）（R3/10実施）

港湾局

- 海の月間イベントのオンライン開催**
- ・例年、自動車船見学会で船長との交流を行っていたが、現役船員とのオンライン交流会を開催した。（R3/7/30）
- 「川崎港開港 70 周年の記念 第 48 回川崎みなと祭り」の開催**
- ・川崎港開港 70 周年の記念となる令和 3 年度の「川崎みなと祭り」は、新しい生活様式や新型コロナウイルス感染症防止対策などを踏まえて、集中型のイベントから、親子海釣り教室や工場夜景クルーズなどの「多種多様な個別イベント」へ分散するスタイルで開催し、川崎マリエン等の施設をはじめとする川崎港の魅力を市内外へ広くアピールしている。（R3/7/10～R4/3/31）
- 「第 13 回ビーチバレー川崎市杯」を無観客で開催**
- ・例年、有観客で開催していたが、無観客・ライブ配信形式で開催した。（R3/11/13～14）
- 浮島指定処分地建設発生土受入手続きの電子化**
- ・市内の公共工事から発生する建設発生土の受け入れに係る手続きについて、庁内便及び窓口での手続きであったものを電子での手続きへ変更したことで、来庁の必要を無くした。（R3/3/1）

	<p>○東扇島のバーベキュー場関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスの状況を鑑み、R3/4/29～R3/10/8 まで営業を休止。 ・R3/10/9 から再開し、実施中。
<p>区役所</p>	<p>○川崎区本部の活動状況（再掲含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区本部会議の開催（R2/5/27、6/9、7/7、7/30、8/19、8/31、R3/1/5、1/6） ※市本部会議の報告等については、適宜、情報共有を行っている。 ・新型コロナウイルス感染症下における川崎区総合防災訓練を旭町小学校にて実施（R2/10/17） ・課題即応事業費を活用し、大師・田島両支所のトイレ洗面台の自動水栓等を設置し、接触機会の低減による感染症対策を講じる。 ・衛生課事務応援体制の強化。（R2/11/25 ～R3/3/31、R3/7/22 ～） ・新型コロナウイルス感染症下における外国人市民向け防災講座をふれあい館にて実施。（R3/1/26、R3/1/29） ・課題即応事業費を活用し、区役所庁舎の換気機能を補完する空気清浄機を設置するとともに、更なる消毒徹底、飛散防止及び接触機会の低減による感染症対策を講じる。 ・新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの集団接種体制として、教育文化会館にて予防接種を実施。（R3/5/12 ～R3/11/28） ・自主防災組織リーダー等養成研修会にてコロナ禍における避難所運営について講義を行った。（R3/7/26） ・新型コロナウイルス感染症下における避難所開設訓練を含め川崎区総合防災訓練を大島小学校にて実施（R3/11/28） <p>○幸区本部の活動状況（再掲含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定例関係部署ミーティングの開催（毎週月曜日8時30分から） ・区本部会議を開催（市本部会議終了後） ・避難所運営会議主催の新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた、図上訓練（台風想定）を実施 ・庁内放送による啓発、庁舎内の消毒方法再検討し更なる消毒の徹底 <p>○中原区本部の活動状況（再掲含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区本部会議を開催（R2/5/27、6/3、7/8、7/30、8/19、9/16、11/4、12/22、R3/1/06、1/12、6/16、7/28、9/1） ・新型コロナウイルスに関する研修会を開催(R2/11/4) ・新型コロナウイルス感染症下における総合防災訓練（新型コロナウイルスと風水害の複合災害を見据えた指定避難所開設・運営訓練）を宮内中学校で実施（R2/11/8） ・区役所職員防災研修にて、避難所開設時のコロナ感染者のゾーン分けの講義を実施（R3/6/29） ・新型コロナウイルス感染拡大時における緊急避難場所の開設・運営にあたり、陽性患者・濃厚接触者の避難ゾーンを新設する「中原区版緊急避難場所暫定運用計画」を策定（R3/9/29） ・新型コロナウイルス感染拡大時における緊急避難場所運営研修を実施（R3/10/16） ・区小学校校長会及び緊急避難場所（29か所）にて、陽性患者・濃厚接触者ゾーンの新設について説明・暫定措置を実施（R3/10～11）

○高津区本部の活動状況（再掲含む）

- ・区本部会議を開催（R2/11/11、12/23、R3/1/6、1/13、1/28、2/10、2/17、3/5、3/19、3/31、4/14、4/19、5/10、5/28、6/18、7/9、7/30、8/16、8/31、9/30）
- ・区内職員向け、新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所運営研修を開催（R3/11/10）
+風水害対応研修内でも同様の講義を実施（R3/5/26、5/28）
- ・橘地区自主防リーダー研修会にて避難所でのコロナ対策について講義を実施。（R3/7/30）
- ・高津区全町内会連合会研修会にて、コロナ禍での感染予防と活動方法について講義を実施（R3/3/12）
- ・区役所内トイレの自動水洗化工事を実施（R2/12/9）
- ・区役所内各所属の職員用パーテーション等を設置（R3/2/26）
- ・市民館・図書館分館における感染防止対策の実施
 - ・換気用パーテーション及び大型サーキュレーターを設置（R2/11/11）
 - ・新型コロナウイルス感染症対策情報コーナーの設置（R3/3/1）
 - ・飛沫防止用アクリル板を設置（R3/3/9）
 - ・フットペダル式消毒スタンドを設置（R3/3/17）
 - ・緊急事態宣言に伴う利用人数制限、利用時間の短縮、主催行事の中止（R3/1/8～3/21）
 - ・まん延防止等重点措置に伴う利用人数制限、利用時間の短縮、主催行事の中止（R3/4/20～8/1）
 - ・緊急事態宣言に伴う利用人数制限、利用時間の短縮、主催行事の中止（R3/8/2～9/30）
 - ・図書返却ボックスを閉館時のみから常時設置に変更（R3/9/6）
 - ・事務事業のオンライン化に向け、分館内におけるインターネット接続環境を構築（R3/3/31）

○宮前区本部の活動状況（再掲含む）

- ・区本部会議を開催（R2 11/1、12/23、R3 1/6、1/13、1/28、2/17、3/10、4/19、5/10、5/28、6/18、7/9、7/30、8/31、9/30）
- ・衛生課の区役所内応援体制を強化した（R2/7/21～）
- ・風水害時の緊急避難場所視察研修において、区役所各課に対し新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所開設説明会を行った。（R3/6/21～7/9）
- ・自主防災組織リーダー等養成研修において、感染症対策ポケットガイドを活用した避難所運営について講義を行った。（R3/8/16、17）
- ・Eラーニングを活用した風水害時の緊急避難場所対応（感染症対策含）を実施（R3/6/4～）
- ・第1回区総合防災訓練において、新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所開設訓練を行った。（R3/11/14）
- ・第2回区総合防災訓練において、新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所開設訓練を行った。（R3/12/19）

○多摩区本部の活動状況（再掲含む）

- ・区本部会議を開催（R2/6/10、7/8、7/29、8/19、9/16、10/21、11/11、12/22、R3/1/6、1/8、1/13、1/28、2/5、2/17、3/5、3/19、3/31、4/14、4/19、5/10、5/28、6/18、7/9、7/30、8/17、8/31、9/30）
- ・窓口カウンターにアクリルパーテーションを増設し、感染症対策を講じた。（R3/2月）

	<ul style="list-style-type: none"> ・動画「感染症対策に配慮した災害時の避難所開設」を作成し、各避難所運営会議に配布するとともに、区HPで公開（R3/3末） ・多摩区町会連合会役員会にて、ワクチン接種（集団接種会場）の概要を説明した。（R3/4/28） ・風水害時の避難所運営研修〔新型コロナウイルス対応〕（R3/8/13） ・区役所の庁内放送で、感染症対策（エレベーター利用、黙食等）についての放送を開始した。（R3/9月） ・自主防災組織リーダー等養成研修にて避難所でのコロナ対策について講義を行った。（R3/10/27） <p>○麻生区本部の活動状況（再掲含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区本部会議を開催（R2/6/9、7/8、7/29、8/19、9/16、10/21、11/11、12/23、R3/1/8、1/12、1/28、2/17、3/5、3/19、3/31、4/19、4/27、5/11、5/28、6/18、/6/29、7/30、8/18、8/31、9/30） ・職員向けに「感染症対策等を踏まえた緊急避難場所運営研修」を実施。eラーニング、集合研修、現地研修の3部構成で開催した。（R2/7月～9月） ・R2 台風の接近に備え、濃厚接触者の避難先として市民館の開設準備を行った。（R2/10/9） ・職員向けに「感染症対策等を踏まえた緊急避難場所運営研修」を実施。eラーニング、集合研修、現地研修の3部構成で開催した。（R3/5月～7月） ・R3 台風の接近に備え、自宅療養者の土砂警戒区域の確認、避難先として保健ホールの開設準備を行った。（R3/8月～10月） ・自主防災組織向けに「自主防災組織リーダー等養成研修」を実施。避難所でのコロナ対策について講義を行った。（R3/11/24） ・麻生区総合防災訓練の中で、感染症対策の講座を設け講義を行った。（R3/12/4）
<p>上下水道局</p>	<p>○上下水道部の活動状況（再掲含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一時的に水道料金等のお支払いに困難をきたしている方に対し、支払い猶予の受付を開始した。（R2/3/31～）現在も継続中。 ・入江崎余熱利用プールを R2/6/1 から一部再開（水泳教室以外の一般利用のみ）することを決定した。（R2/5/26） ・入江崎余熱利用プールの水泳教室を R2/11/2 から再開することを決定した。（R2/10/14） ・第 16 回上下水道部会議を開催し、市内の医療体制及び1都3県・国との合意事項を踏まえた対応等の市本部会議の情報共有を行った。（R3/1/6） ・1/7 発出された政府の緊急事態宣言に伴う本市行政運営方針における庁内応援体制やBCP発動への備え、職場の感染防止対策として週1回程度の出勤抑制を局独自に実施した。（R3/1/15～） ・第 17 回上下水道部会議を開催し、市内の医療体制及びワクチンの接種体制に関する基本方針等の市本部会議の情報共有を行った。（R3/2/17） ・第 18 回上下水道部会議を開催し、市内の医療体制及びまん延防止等重点措置の実施等の市本部会議の情報共有を行った。（R3/4/19） ・第 19 回上下水道部会議を開催し、市内の医療体制及び緊急事態措置の実施等の市本部会議の情報共有を行った。（R3/8/2）

	<ul style="list-style-type: none"> ・第20回上下水道部会議を開催し、市内の医療体制及び市内経済の状況等の市本部会議の情報共有を行った。(R3/8/17) ・第21回上下水道部会議を開催し、市内の医療体制及び緊急事態宣言解除等の市本部会議の情報共有を行った。(R3/9/30) 													
交通局	<p>○市バス定期券の払戻しの対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年1月7日以前に購入した全ての定期券について、緊急事態宣言の効力発生日から解除日までの間(令和3年1月8日～3月21日)に払戻しの手続きをした場合、通常500円の払戻手数料を無料とする特例措置を実施し、令和3年3月21日で終了した。 ・令和3年8月1日以前に購入した全ての定期券について、緊急事態宣言の効力発生日から解除日までの間(令和3年8月2日～9月30日)に払戻しの手続きをした場合、通常500円の払戻手数料を無料とする特例措置を実施し、令和3年9月30日で終了した。 													
病院局	<p>○新型コロナウイルス感染症患者の受入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・川崎病院では、「神奈川モデル」における高度医療機関及び重点医療機関として、また井田病院及び多摩病院では重点医療機関として、新型コロナウイルスの拡大状況に応じて、一般病床の一部休床によるスタッフの配置転換などを行い、フェーズに応じた病床体制を強化・確保してきた。 <ul style="list-style-type: none"> 《県による病床確保フェーズ5(最大)における確保病床数》 <table border="0"> <tr> <td>川崎病院</td> <td>62床(重症26床含む)</td> <td rowspan="3">} 市立3病院合計190床</td> </tr> <tr> <td>井田病院</td> <td>92床</td> </tr> <tr> <td>多摩病院</td> <td>36床</td> </tr> </table> ・救急やがん、小児、周産期など地域における重要不可欠な医療を提供しながら、新型コロナウイルス感染症患者の受入れも積極的に行ってきた。特に川崎病院では救命病棟全床のコロナ転用や一般病床の変更を含め21回行い、また、井田病院においても、結核病棟全床と一般病床を転用するなどして、コロナ対応と救命医療の両立のため、きめ細やかな対応を行った。 <ul style="list-style-type: none"> 《これまでの新型コロナウイルス感染患者受入れ数》(R3.11月末まで) <table border="0"> <tr> <td>川崎病院</td> <td>約570名(うち重症約200名で、県下で2大学病院に次ぐ症例数)</td> </tr> <tr> <td>井田病院</td> <td>約800名</td> </tr> <tr> <td>多摩病院</td> <td>約550名</td> </tr> </table> <p>○川崎病院 DMAT 隊員の派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内医療機関からのコロナ陽性患者の搬送先及び搬送手段の調整等のため、県及び市医療調整本部へDMAT 隊員の派遣を行った。(R2/2～) <p>○市立病院の現状について動画配信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナに対する院内の状況についての動画を川崎市チャンネルに掲載した(川崎病院はR2/5/15、8/11。井田病院はR2/5/26、R2/11/5。多摩病院はR2/12/24)。この動画は各種メディアでも取り上げられた。 <p>○川崎病院感染管理認定看護師のクラスター発生病院等への協力派遣</p>	川崎病院	62床(重症26床含む)	} 市立3病院合計190床	井田病院	92床	多摩病院	36床	川崎病院	約570名(うち重症約200名で、県下で2大学病院に次ぐ症例数)	井田病院	約800名	多摩病院	約550名
川崎病院	62床(重症26床含む)	} 市立3病院合計190床												
井田病院	92床													
多摩病院	36床													
川崎病院	約570名(うち重症約200名で、県下で2大学病院に次ぐ症例数)													
井田病院	約800名													
多摩病院	約550名													

	<ul style="list-style-type: none"> ・川崎区保健所支所及び健康福祉局から、クラスターが発生した病院や高齢者施設に対して感染対策に関する指導について協力要請があり、川崎病院感染対策室の担当課長（感染管理認定看護師）の派遣を行った。（R2/5～） ○「新型コロナウイルス感染症出前講座」等の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・川崎病院（R2/6/23～R2/8/27）及び井田病院（R2/7/15～R3/12/22）において、地域と連携した感染症対策を推進するため、感染症専門の医師や看護師が高齢者施設等に出向き、講義や施設ラウンドを通じて「感染症出前講座」を企画・実施した。 ○病院広報誌「新型コロナウイルス関連特集号」の発行 <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症への対応や院内における感染防止対策などをまとめた病院広報誌を市立2病院で作成・発行し、院内外に周知した。 <ul style="list-style-type: none"> 川崎病院：広報誌「くすの木」をR2/6/11、R2/8/18に発行。 さらに、特別号として「川崎病院コロナ奮闘記」（R3/2/26）を作成・発行した。 井田病院：広報誌「井田山」をR2/6/2、R2/10/21に発行。 ○市立3病院における検査体制の増強 <ul style="list-style-type: none"> ・市立3病院において、それぞれの病院における検査体制に応じて、新型コロナウイルス検査を行うための必要な医療機器（LAMP法やPCR検査、抗原定量検査）の整備を行った。 ○市立3病院におけるクラスターへの対応 <ul style="list-style-type: none"> ・それぞれの病院で、医師、看護師などの医療スタッフや入院患者を含む複数の新型コロナウイルス感染が判明し、一定の期間、救急対応や新規入院の受入れの一部を制限した。 <ul style="list-style-type: none"> 市立多摩病院（R2/10/30～R2/11/17） 市立井田病院（R3/2/17～R3/3/25） 市立川崎病院（R3/9/8～R3/9/22） ○ワクチン接種への対応（R3/3～） <ul style="list-style-type: none"> ・健康福祉局や関係団体と連携し、医療従事者（自院を含む約1万人）及び在宅系の介護従事者（約1,800人）の1回目及び2回目のワクチン接種の対応を市立3病院で行った。県のシステム構築の遅れにかかわらず、医療従事者接種の重要性を鑑み、事前に歯科医団体や薬剤師団体を通じて、独自手法により早い段階から、迅速に対応した。 ・市民へのワクチン接種の対応として、各区における集団接種会場へ医師等スタッフの派遣を行うとともに、市立3病院において個別接種を実施した。 ・3回目接種についても、対応を調整中。
<p>消防局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○新型コロナウイルス罹患者の移送業務への対応 <ul style="list-style-type: none"> ・市内で罹患者が発生し、民間の救急で対応できない場合に、消防局員で非常用救急車等による移送を実施（R2/3/6～）※R3/12/2 現在 763 件（788 人）実施 ○消防法令関係手続きの押印省略 <ul style="list-style-type: none"> ・臨時的措置として、法令等の定める様式において、届出者等の押印を省略して受付できること

とし、市HPに案内ページを新たに設置した。(6/4~R3/3/31)
なお、押印にかかる関係規則の改正により、本臨時的措置はR3/3/31をもって終了した。

○**非対面による火災予防広報の実施**

・春・秋の火災予防運動において、一部の消防署において地域の事業所と協力して無人の広報コーナーを設置、デジタルサイネージや大型ビジョンによる広報を行うなど非対面による火災予防広報を実施した。(R2/11/9~)

○**年末火災特別警備に伴う広報活動について**

・駅、繁華街で消防車両等による火災予防広報のほか、新型コロナウイルス感染症の感染予防を盛り込み、市民に広報した。(R2/12/22~12/31)

○**緊急事態宣言下における広報活動の実施について**

・消防庁からの協力依頼に基づき、新型コロナウイルス感染症の感染予防について、消防隊が出向時、駅、繁華街を重点的に巡回し、広報活動を実施した。(R3/1/8~4/1)

○**外出自粛要請の周知活動と時短要請協力店への訪問**

・神奈川県知事の川崎駅前仲見世通商店街での外出自粛要請の周知活動と時短要請協力店への訪問に同行した。(R3/1/15)

○**住宅用火災警報器の設置率調査方法の変更**

・例年、訪問により実施していた住宅用火災警報器の設置率の調査を、教育委員会の協力により、小学校を通じた各世帯へのアンケート調査に変更した。(R3/2/4~)

○**立入検査等、査察に関する研修をWEB開催**

・県内消防職員の査察能力向上を目的とした研修会をWEB開催した。(R3/9/22)

○**令和4年消防出初式の縮小開催の周知**

・令和4年消防出初式について、消防演技は行わず、表彰式のみとし、開催時間を1時間以内とする等の対応とした。(R3/10/11)

○**講習会における感染防止対策の実施**

・危険物に係る講習会において、人数制限や講習時間の短縮を行い、人との間隔を保ち、こまめな換気等、三密(密閉、密集、密接)の回避により実施。
・会場内の飲食禁止、原則としてマスク着用、演壇に飛沫防止用のアクリル板を設置する等の飛沫防止、来場時の検温及び手指消毒や手洗いを励行するなど感染防止に努めるよう事前周知した。(R3/6/8~)

**市民オン
ブズマン
事務局**

○**巡回市民オンブズマンの開催方法の変更**

・各区役所において実施している巡回市民オンブズマンについて、感染拡大防止のため開催方法を見直し、原則予約制とした(R3/1/15~)。

	<p>○巡回市民オンブズマン会場における感染防止対策の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会場設営の際には、飛沫防止のため、市民オンブズマンと相談者との席の間隔を空ける（間隔が取れない場合は飛沫防止用のアクリル板を設置）他、会場入口にアルコール消毒液及び感染防止に関する協力の案内文を配置し、感染防止対策を実施した。
<p>教育委員会事務局</p>	<p>○子どもたちの健やかな学びを保障する学習環境整備について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍においても児童・生徒の継続的な学びを保障するため、感染症及び熱中症対策としての施設整備を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ※空調未設置の特別教室にスポットクーラー（1,218台）を購入・設置（R2/7～9月） ※長寿命化工事（外壁工事）を実施する学校の換気を要する教室にサーキュレーター（958台）設置（R2/7～8月） ※少人数での授業実施に伴う普通教室の代替として使用する特別教室等への空調設置工事（R2/7～） ※各学校の体育館等に冷風扇を設置（R3/1～7月） ※普通教室及び管理諸室の空調（約4,000台）分解洗浄（R3/4～） <p>○市立学校の臨時休業ルール等の改訂について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該校を臨時休業とする場合には、臨時休業する学校の校名も含めて公表するとした。 ・ただし、学校関係者に濃厚接触者がいない場合や早期に濃厚接触者が特定された場合には、臨時休業を実施しないことがあるとした。児童生徒に感染が判明し臨時休業を実施しない場合には、原則として教育委員会からの校名等の公表はないとした。（R2/11/17） <p>○【報道発表】緊急事態宣言期間中における市立学校の教育活動について（令和3年1月7日時点）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の感染経路は家庭内感染が多いことや、現時点では学校を中心に感染が広がっていない状況から、子どもの学びを最大限確保することを前提に、市立学校においては、これまでの感染防止対策を改めて徹底した上で、概ね通常の教育活動を継続して実施。 ・市立小・中学校の宿泊を伴う行事については、感染拡大防止の観点から、延期又は中止。また宿泊を伴わない校外学習については、感染防止対策を十分確認した上での公共交通機関を利用しない場合に限定して実施可とし、公共交通機関を利用する場合は、延期又は中止。 ・部活動については、県大会等の上位大会やそれにつながる予選会等への参加を除き、原則として、校内での活動に限定して実施可。県大会等への参加については、保護者の同意や、最小限の人数での参加を条件とした。 ・市立川崎高等学校附属中学校の適性検査については、感染防止対策を講じた上で、令和3年2月3日（水）に実施予定。（R3/1/7） <p>○「市立学校における教育活動ガイドラインについて」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各学校に「市立学校における教育活動ガイドラインについて（令和3年3月4日時点）」を发出し、部活動について内容を更新。（R3/3/4） <p>○「市立学校における教育活動ガイドラインについて」の改訂について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各学校に「市立学校における教育活動ガイドラインについて（令和3年3月31日時点）」を发出し、臨時休業ルール、保健管理、教育活動、学校行事、部活動、学校施設開放等について内容

- を更新。また、新型コロナウイルス感染症への不安を抱える市民に誤解を招くことのないよう、現在の社会状況における公共の場に応じたマナーへの配慮についての指導を依頼。(R3/3/31)
- ・各学校に「市立学校における教育活動ガイドラインについて（令和3年4月19日時点）」を発売し、教育活動、教育課程、学校行事、部活動等について内容を更新。(R3/4/23)
 - ・各学校に「市立学校における教育活動ガイドラインについて」を発売し、夏季においては気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い日が増加し、熱中症のリスクが高まることから、特に、マスクの着用に係る部分を中心に改訂。また、保健管理、教育活動、部活動等について内容を更新。(R3/6/3)
 - ・各学校に「市立学校における教育活動ガイドラインについて」を発売し、新型コロナワクチンの接種に関して、児童生徒のワクチン接種に伴う出欠席の取り扱い等について改訂。また、保健管理、心のケア、教育課程について内容を更新。(R3/7/6)
 - ・緊急事態宣言の発出を受け、「市立学校における教育活動ガイドライン」（令和3年8月2日時点）を発売し、保健管理、心のケア、教育活動、教育課程、学校行事、部活動等について内容を更新。(R3/8/2)
 - ・緊急事態宣言の延長を受け、「市立学校における教育活動ガイドライン」（令和3年8月22日時点）を発売し、臨時休業ルール、保健管理、教育活動、教育課程、学校行事、部活動等について内容を更新。(R3/8/22)
 - ・緊急事態宣言の延長を受け、「市立学校における教育活動ガイドライン」（令和3年9月10日時点）」を発売し、臨時休業ルール、部活動等に関すること、学校施設開放について内容を更新。(R3/9/10)
 - ・緊急事態宣言の解除を受け、「市立学校における教育活動ガイドライン」（令和3年10月1日時点）を発売し、教育活動、教育課程、学校行事、部活動等について内容を更新。(R3/10/3)

○【報道発表】まん延防止等重点措置下における市立学校の教育活動について

- ・市立学校においては、子どもの学びを最大限確保することを前提に、感染防止対策を徹底した上で、概ね通常の教育活動を、継続して実施。
- ・通学時のマスクを可能な限り着用や時差通学等、感染防止対策を十分講じるとともに、地域住民への配慮を行うよう依頼。
- ・宿泊行事については、目的地の感染状況、関係自治体の方針等をしっかりと把握した上で、実施する前提で準備を進める。校外行事については、県外への移動を伴う活動は、中止または延期。できるだけ公共交通機関の利用を避け、やむを得ず公共交通機関を利用する場合には、少人数のグループでの利用とした。
- ・部活動については、「川崎市立学校の部活動に係る方針」に準拠し、各学校の方針に基づいて活動。校外での部活動は、県大会や県コンクール等の上位大会等及びそれにつながる予選会等を除き、原則として、中学校では同一区内や近隣校での活動とし、高等学校では県内までの活動とした。(R3/4/19)

○【報道発表】緊急事態宣言期間中における市立学校の教育活動等について

- ・市立学校においては、子どもの学びを最大限確保することを前提に、宿泊を伴う行事や公共交通機関を利用する校外学習等を除き、感染防止対策を徹底した上で、概ね通常の教育活動を継続して実施。
- ・修学旅行、自然教室等の宿泊を伴う行事については、感染拡大防止の観点から延期又は中止。

- ・校外行事については、県外への移動を伴う活動は中止又は延期。または目的地を県内に変更するよう検討。県内への移動を伴う活動については、感染防止対策を十分確認した上で、公共交通機関を利用しない場合に限定して実施可。公共交通機関を利用する場合は、延期又は中止。
- ・部活動については、緊急事態宣言の発効当日から2週間の期間は、県大会や県コンクール等の上位大会等及びそれにつながる予選会等に出場する部を除き、活動を停止。活動可能となった場合も、上記大会を除き校内での活動に限定し、活動日については、1団体につき、週4日以内。
(R3/8/2)

○【報道発表】市立学校の教育活動等について

- ・緊急事態宣言の発出に伴い、令和3年8月2日から8月15日まで、一部の活動を除き、部活動を停止していたが、現在の新型コロナウイルスの感染状況を鑑み、生徒や教職員の感染リスクを低減し、夏季休業明けの学校教育活動を円滑に実施するため、部活動停止期間及びそれに伴う学校施設開放利用の中止期間も延長。

【部活動停止期間】令和3年8月16日（月）～令和3年8月31日（火）
(R3/8/12)

○【報道発表】市立学校の夏季休業期間の延長等について

- ・感染状況の変化に対応するとともに学校の持続的な運営を行うために、夏季休業明けの教育活動について、感染拡大防止策の取組の一つとして、夏季休業期間を延長した。
- ・市立小・中学校においては、夏季休業期間を令和3年8月31日（火）まで延長し、当初予定していた授業開始日（学校ごとに異なります。）から8月31日までの期間は、9月1日（水）からの授業再開に向けた準備期間とし、各学校で分散登校日を数日設定し、児童生徒の健康観察やGIGA端末を活用した学習支援に向けた準備等を行う。また、令和3年9月1日（水）から9月10日（金）までを午前中授業・給食あり児童生徒は給食終了後下校。
- ・様々な理由で登校できない児童生徒の学習支援及び午後の家庭学習において、GIGA端末を積極的に活用。
- ・市立高等学校においては、令和3年9月1日（水）から9月10日（金）まで、朝の時差通学を徹底し、短縮授業の実施を基本とした。
- ・市立特別支援学校においては、夏季休業期間を延長しない。当初予定の授業開始日から8月31日（火）までの期間は、給食なし、午前中授業とする。9月1日（水）以降は、通常どおりの授業とする。なお、田島支援学校及び中央支援学校の高等部、聾学校の公共交通機関を利用する児童生徒については、朝の時差通学を徹底。
- ・部活動については、県大会や県コンクール等の上位大会等及びこれにつながる予選会等に出場する部を除き、8月31日（火）までを活動停止期間としていたが、この期間を9月12日（日）まで延長。(R3/8/20)

○【報道発表】「臨時休業を実施する場合の考え方」の改訂について

- ・感染者数の状況の変化に対応するとともに学校の持続的な運営を行うために、「臨時休業を実施する場合の考え方」について、臨時休業の実施対象を当該校の全部または一部とする改訂を実施。(R3/8/20)

○【報道発表】9月13日以降の市立学校の教育活動等について

- ・令和3年9月13日（月）以降の市立学校の教育活動等について、学校の持続的な運営を行うために、感染防止対策を徹底した上で段階的に教育活動を再開。学校での協働的な学習や様々な体験等により、コミュニケーション能力や社会性の育成を図る観点から、感染状況に応じた適切な対策を講じた上で児童生徒が登校し、通常の学校生活が送れるようになることを目指す。
- ・市立小・中学校において、9月13日（月）以降は通常授業とし、午後の授業を再開。学校での通常の授業を基本とした。感染の不安があり、登校を控えることを希望する場合については、引き続き GIGA 端末を活用した学習支援を実施。
- ・給食は通常どおり実施。
- ・部活動については原則として活動を停止。なお、県大会や県コンクール等の上位大会等及びそれにつながる予選会等に出場する場合には、出場の14日前から平日3日、休日1日以内であれば校内でのみ、短時間の活動を実施可能とした。
- ・市立高等学校において、朝の時差通学及び短縮授業の実施を基本とし、必要に応じて分散登校を実施。
- ・市立特別支援学校において引き続き、9月13日（月）以降も通常授業を実施。公共交通機関を利用して登校する児童生徒については、朝の時差通学を徹底する。（R3/9/9）

○【報道発表】10月1日以降の市立学校の教育活動等について

- ・市立学校においては、子どもの学びを最大限確保することを前提に、感染防止対策を徹底した上で、概ね通常の教育活動を実施。夏季休業後から緊急措置として行ってきたオンラインでの授業配信は令和3年9月末日で終了とし、10月1日以降は、児童生徒のコミュニケーション能力や社会性を育成していく観点から、通常の登校を原則とした教育活動を実施。
- ・市立小・中学校において、感染の不安があり、登校を控えることを希望する場合については、引き続き欠席扱いとはせず、出席停止・忌引き等の日数とした。登校を控えることを希望する児童生徒に対しては、GIGA 端末を活用し、健康観察を含めた児童生徒との対話時間の確保に努めるとともに、学習課題の提示や学習成果の回収等の学習支援及び家庭での学習状況の把握などの対応を、保護者と協議した上で実施。
- ・修学旅行・自然教室等の宿泊行事については、目的地の感染状況、関係自治体の方針を把握するとともに、市内、校内等の感染状況を確認し、感染防止対策を徹底した上で、実施。実施日前に、本市または目的地において感染状況が悪化し、再度緊急事態宣言が発出されるなどして、その解除が実施日までに見込まれない等の場合は、中止又は延期。
- ・部活動については、「川崎市立学校の部活動に係る方針」に準拠し、各学校の方針に基づいて活動する。校外活動は、県大会や県コンクール等の上位大会等及びそれにつながる予選会等を除き、原則として、中学校では川崎市内での活動とした。
- ・市立高等学校においては、当面の間は、引き続き朝の時差通学を徹底。修学旅行等の宿泊行事については、原則として小・中学校と同様の扱いとした。
- ・市立特別支援学校においては、通学に公共交通機関を利用している一部の特別支援学校は、引き続き時差通学とした。引き続き、10月1日（金）以降も通常授業を実施。修学旅行等の宿泊行事及び部活動については、原則として小・中学校と同様の扱いとした。（R3/9/29）

選挙管理
委員会事
務局

○選挙における感染症対策の実施

- ・各期日前・当日投票所において、従事者のマスク・使い捨て手袋等の着用や帰宅後の手洗い・うがいを徹底するとともに、投票所入口や受付等に消毒液や飛沫防止フィルム等を設置し、記載台

	<p>等の選挙人が接触する箇所の定期的な消毒や投票所内の換気等の感染症対策を実施した。また、各開票所においても、受付等に消毒液を設置し、従事者のマスク・使い捨て手袋等の着用を徹底するとともに、従事者同士の距離を取るよう努めた。(R3/10/18~10/31)</p>
<p>人事委員会事務局</p>	<p>○採用試験及び選考における感染防止対策の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各試験及び選考会場の入り口等に消毒液を設置した。 ・筆記試験及び選考会場における受験者同士の身体的距離を確保するため、各会場の受験者数を半数程度減らし、間隔を開けて座席を配置した。会場の都合により十分な距離が確保できない場合は、受験者の間に飛沫防止用のアクリル板を設置した。 ・体力検査については、上体起こし及び20mシャトルランの種目を中止とした。 ・面接試験については、集団討論を中止とし、個別面接においては受験者と面接官の間にアクリル板を設置して30分ごとに面接室の換気を行い、受験者の入れ替えのタイミングで受験者が触れた箇所の消毒を行う等対策を実施した。 <p>○オンラインを活用した採用広報の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・説明会や座談会等について、WEB会議ツールを活用して実施した。(令和2年11月~令和3年12月) <p>○通信(郵送・メール)による調査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・例年、実地調査を原則に実施している職種別民間給与実態調査について、実地調査を希望する事業所を除き通信(郵送・メール等)による調査を実施した。(R3/4/26~R3/6/22)
<p>議会局</p>	<p>○本会議場及び傍聴席における感染防止対策の実施(再掲含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本会議場及び常任委員会の傍聴席における傍聴人同士の身体的距離を確保するため、当面の間、議場においては傍聴の受入人数を定員(100人)の4分の1程度、各常任委員会室においては2人から9人程度(委員会出席者など、状況を考慮して判断)にすることとした(R2/8/6から継続中)。 ・本会議場演壇に飛沫防止用のアクリル板を設置した(R2/9/10から継続中)。